

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

宜 野 湾 市 長 殿

届出者 住所
氏名
TEL FAX

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、
〔土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採〕 について、下記により届け出ます。

記

- 1 行 為 の 場 所：宜野湾市
2 行為の着手予定日： 年 月 日
3 行為の完了予定日： 年 月 日
4 設計又は施工方法：

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
	(ロ)設計の概要		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
		(i) 敷 地 面 積				m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²		m ²
		(iii) 延 べ 面 積	m ²	m ²		m ²
		(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用 途			
	(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造				
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
	m ²					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5)木竹の伐採		伐採面積				m ²

備考

1. 届出者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。